

# 小学校入学おめでとうございます

## 生き生き新入生

子どもたちが、毎日楽しく学校に通い、元気に力を伸ばしていけるように、子育てで大切なことを確認してみましょう。

### 愛情あふれる家庭づくりは親子の会話から

家庭は、心身の安らぎの場です。親子の会話を大切にしたり、家族そろって食事ができるように努めたりするなど、愛情あふれる家庭づくりが大切です。

親子の会話では、大人が子どもの話をよく聞くことが大事です。話を聞いてもらった満足感が心を和ませ、子どもたちに元気を与えます。大人も、気持ちに余裕をもって子どもとの和やかな会話ができるように、日頃からストレスの解消を工夫したり、前向きに考えるよう心掛けましょう。

### 生活習慣は家庭でのルール作りから

子どもたちは、家庭でのルールや約束を守ったり考えたりしながら、社会のルールやマナーの基礎を学んでいきます。まず、家庭でのルール作りをしてみましょう。

### 大切な学習習慣のために

ルールや約束を守らせる上手なポイントは、「子どもの立場になって考えてみる」ことです。感情で一方的に叱りつけても効果はあまり期待できません。心や体を傷つけることのないよう注意しましょう。

家庭での学習習慣を小さい頃から身に付けておくと、高学年や中学校へ進んでからの自主的な学習態度につながります。一年生くらいでは、大人が宿題を一緒にしてあげたり、やったことを後で見せてあげたりして、毎日少しずつでも家庭で学

### 友達との関わりを大切に

子どもは、友達と遊んだりけんかをしたりしながら成長し、さまざまな体験を通して問題解決の方法を学んでいきます。

友達との関わりは、子どもの社会性を育てる大切な学習の場です。大人の必要以上の関わりは抑え、子どもの主体的な関わり合いをじっくりと見守りましょう。

### 安全に十分留意して

交通事故防止は、毎日、意識付けをすることが大切です。子どもたちが出掛けるときに、自動車などに十分注意するようにいつも声を掛け、大人が交通ルールやマナーを守る姿を見せ

## 学校紹介

### わたしたちの沼田小学校



繰り返し一緒に実践することで身に付けさせていきましょう。不審者による犯罪被害の防止は、防犯パトロールなど地域での協力が広がっています。家庭では、通学路や家の周辺の状況に応じて、遊ぶときの約束や通学するときの注意を一緒に確認しましょう。

ここに紹介したことを踏まえて、家庭と地域、学校が連携しながら、みんなで子どもたちを育てていきましょう。ご理解とご協力をお願いします。  
問い合わせ 学校教育課 学校教育部 育係 ☎内線3322、教育研究所 ☎2190、青少年センター ☎5411へ

私たちの通う沼田小学校には、長く続いている伝統があります。それはマーチングです。マーチングは、ドラムメジャー、カラーガード、パークッション、金管楽器などを使って、演奏・演技をすることです。沼田小学校では、5年生の2学期後半から学年全員で活動を始め、6年生の2月に5年生へ引き継ぎます。主な行事は、沼田まつりオプニングパレードや沼田市音楽発表会、群馬県バンドフェスティバルなどがあります。6年生は一生懸命練習に励み、毎年素晴らしいマーチングバンドへと進化していきます。そんなマーチングバンドの名前は、「フレッシュウインズ」です。私たち



沼田まつりマーチングパレード

6年生は、この1年間、「沼小を発信しよう」をテーマに、日々の練習からしっかりと取り組んでいきたいと思っています。また、沼田小学校の校舎には、誇れる場所があります。それは、とても長い廊下です。なんと廊下の長さは、187メートルもあり、日本の小学校の中で1番長いと言われています。その長さを生かして、雑巾がけリレーなども行われています。私たちは、このような沼田小学校をとっても誇らしく思っています。  
(6年 小林圭佑)

# 4月から「子ども手当」が「児童手当」に変わりました

問い合わせ 子ども課子育て支援係 ☎内線77257

児童手当法が改正され、新しい児童手当制度が始まりました。今年3月まで子ども手当を受給し、引き続き4月以降も支給要件を満たしている人は、新たな手続きは必要ありません。また、転入や出生などにより新たに受給資格が発生した場合は、速やかに申請してください。

**主な変更内容**

- **手当名称** 「子ども手当」から「児童手当」に変更されます。
- **支給額** 児童手当5月分(6月支払い分)までは、次のおり「子ども手当」の支給月額と変更がありませんが、6月分(10月支払い分)から所得制限が適用され、基準額以上の人は、児童一人当たり月額5000円に変更となります。
- **3歳未満** 1万5000円
- **3歳以上小学校修了前**
- ▽第1子・第2子 1万円
- ▽第3子 1万5000円
- **中学生** 1万円
- **支払日** 子ども手当(2・3月分)と児童手当(4・5月分)の支給日は、6月8日(金)です。

※6月分以降の児童手当は、現



児童扶養手当(母子・父子家庭の手当)額が改定されました

消費者物価指数を基に4月分から児童扶養手当額が改定されました。改定後の手当額は、次のとおりです。

**児童一人の場合**

全部支給 月額4万1430円 (改定前4万1550円)

一部支給 所得に応じて月額4万1420円〜9780円

※児童2人目以降の加算額に改定はありません



日本一長い!雑巾がけリレー